

介護保険料の決まり方

● 65歳以上の方の介護保険料

65歳以上の方の保険料は、市区町村の介護サービス費用がまかなえるよう算出された「基準額」をもとに決まります。基準額とは、各所得段階において介護保険料を決める基準となる額のことです。保険料は、基準額をもとに、所得の低い方などの負担が大きくならないよう本人や世帯の課税状況や所得に応じて決まります。



令和6年度から8年度までの介護保険料所得段階

所得段階	年間保険料額	対象
第1段階	22,572円	・老齢福祉年金受給者で世帯全員が住民税非課税 ・生活保護または中国残留邦人等生活支援給付を受けている
第2段階	29,304円	世帯全員が住民税非課税で、 合計所得金額から年金収入に係る 所得を控除した額と 課税年金収入の合計が、
第3段階	54,252円	120万円超
第4段階	69,300円	80万9,000円以下
第5段階	79,200円 (基準額)	80万9,000円超
第6段階	89,100円	125万円未満
第7段階	99,000円	125万円以上190万円未満
第8段階	118,800円	190万円以上250万円未満
第9段階	132,660円	250万円以上350万円未満
第10段階	150,480円	350万円以上500万円未満
第11段階	188,100円	500万円以上750万円未満
第12段階	209,880円	750万円以上1,000万円未満
第13段階	233,640円	1,000万円以上1,500万円未満
第14段階	261,360円	1,500万円以上2,000万円未満
第15段階	289,080円	2,000万円以上

1 「世帯」は、4月1日時点の住民票上の世帯で判定します（年度途中に65歳になる方、転入された方については、その時点の世帯）。

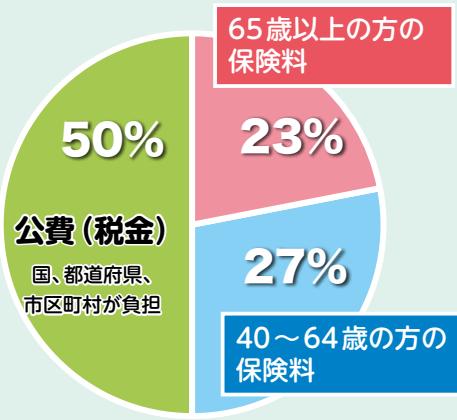
2 介護保険料を算定するうえの「合計所得金額」とは、地方税法第292条第1項第13号に規定する合計所得金額から、長期譲渡所得及び短期譲渡所得に係る特別控除額を控除したものです。

3 第1段階～第5段階の合計所得金額に給与所得（給与所得と年金収入に係る所得がある者の所得金額調整控除が行われている場合には、その控除前の額）が含まれている場合は、給与所得から10万円を控除して算定します（当該額が0未満の場合は0）。

介護保険の財源

40歳以上のみなさんが納める介護保険料は、国や自治体の負担金などとともに、介護保険を健全に運営するための大切な財源となります。

一人ひとりの保険料は介護保険の大切な財源です。
みなさまのご理解とご協力を
お願ひいたします。



40～64歳の方の介護保険料

40～64歳の方(第2号被保険者)の介護保険料は、加入している医療保険の算定方式を基本として決まります。詳しくは加入している医療保険者にお問い合わせください。

保険料減額制度

生活に困窮している方に対して、墨田区独自の減額制度があります。(適用には申請が必要です。)

対象

- 下記の①～⑦すべてに該当する方が対象となります。
- ①世帯全員が住民税非課税
 - ②介護保険料の所得段階が第2段階または第3段階
 - ③申請年度の前年中の収入合計が1人世帯で120万円以下(世帯員が1人増加するごとに50万円を加算)
※非課税年金・手当・送金等も収入に含まれます。
 - ④別世帯の住民税課税者に扶養を受けていない
 - ⑤世帯全員の預貯金の合計が200万円以下
 - ⑥居住用以外の土地、建物を有していない
 - ⑦介護保険料を滞納していない

減額内容

第1段階相当額に減額します。

介護保険料を滞納すると?

納期限までに保険料を納めていただけなかった場合、延滞金が加算されることがあります。また、未納期間に応じて給付が一時差し止めになったり、本来1～3割である利用者負担が3割または4割になったりする措置がとられます。保険料は必ずお納めください。



【1年間滞納した場合】

サービスを利用したとき、いったん利用料の全額を自己負担しなければならなくなります。(7～9割相当分は後で市区町村から払い戻されます。)

【1年6か月間滞納した場合】

市区町村から払い戻されるはずの給付費(7～9割相当分)の一部または全部を一時的に差し止めるなどの措置がとられます。なお滞納が続く場合は、差し止められた額から保険料が差し引かれる場合もあります。

【2年以上滞納した場合】

本来1～3割である自己負担割合が3割(自己負担割合がもともと3割の方は4割)に引き上げられたり、高額介護サービス費等の支給が受けられなくなったりします。

問い合わせ先 介護保険課 資格・保険料担当 ☎ 5608-6937